

令和2年7月3日開催

第 20 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第20回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月3日(金) 午前10時05分

2. 開催場所 みついしふれあいプラザ

3. 出席委員 9 人 (欠席委員1名)

1	番	酒	井	薫	出
2	番	山	野	幸	出
3	番	中	村	ト	出
4	番	西	村	和	出
5	番	岡	田	夫	出
6	番	安	田	悦	出
7	番	土	居	正	出
8	番	前	谷	武	出
9	番	野	表	篤	出
10	番	金	森	靖	欠

4. 出席事務局職員

事務局長	久	保	稔
主幹	神	谷	貴史
再任用職員	石	丸	修司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、ご案内の時間となりましたので、令和2年7月3日招集、第20回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>なお、本日の欠席者は10番金森会長が体調不良のため欠席です。</p> <p>以上により、出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが会長が欠席ですので、野表職務代理が議長を務めます。よろしくお願いたします。</p>
職務代理	挨拶
議長	<p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員は、1番酒井委員、2番山野委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第2の報告第1号、現況確認についてを議題とします。</p> <p>報告第1号1番の議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。</p> <p>議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【報告第1号1番を議案書をもとに説明】
議長	<p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>なければ、議案第1号は事務局の説明のとおり、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
議長	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。</p> <p>事務局より議案第1号1番の議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p>
事務局	【議案第1号1番を議案書をもとに説明】
	<p>順位1番は、農業経営安定のため構成員から使用貸借している農地を譲り受けるものです。</p> <p>なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p>
6番	<p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可することに異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可することと決定いたします。</p>

議長 次に事務局より議案第1号2番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、経営移譲のため父より引き続き借り受けるものです。
なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第1号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号2番について、これを許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可することに決定します。

議長 次に事務局より議案第1号3番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、経営移譲のため父より引き続き借り受けるものです。
なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号3番について、これを許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可することと決定します。

議長 次に事務局より議案第1号4番の議案の説明をお願いいたします。

事務局 【議案第1号4番を議案書をもとに説明】

事務局 順位4番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです
なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものと思われます。以上ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第1号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号4番について、これを許可することに異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号4番はこれを許可することと決定します。

議長	次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第2号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第2号1番を議案書をもとに説明】 順位1番ですが、良好な農地に改良する砂利採取のための一時転用です。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8番	議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第2号第2番についてを、議題といたします。事務局より議案第2号2番の議案の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、順位2番の議案書をご覧下さい。議案の説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号2番を議案書をもとに説明】 順位2番ですが、良好な農地に改良する砂利採取のための一時転用です。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しないことからやむを得ない転用であると思われます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
8番	議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番について、これを許可相当することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。
議長	次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題といたします。
事務局	それでは、議案第3号の議案書をご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については3件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第3号1番を議案書をもとに説明】

事務局 順位1番ですが、経営規模拡大のため隣接農地を借り受けたいものです。なお、強化促進法第18条第3項の各要件をみたしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位2番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位2番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに説明】

事務局 順位2番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について、これを決定とします。

議長 次に順位3番についてを、議案といたします。議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、順位3番の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに説明】

事務局 順位3番ですが、経営規模拡大のため近隣農地を借り受けるものです。なお、強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

8番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画を決定することに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について、これを決定とします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第20回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時32分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和2年7月3日(議事録調整日 令和2年10月6日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟

—

—

—

—

—